

よこはま都市消防



記事

○ **事務局だより**

- ・協会ホームページを全面リニューアルしました!!
- ・平成26年度事業計画について
- ・平成26年度各種講習日程について

○ **横浜消防トピック119**

- ・ホテル・旅館等に対する「適マーク制度」について



協会ホームページを 全面リニューアルしました!!

受託・開催している各種講習の日程や講習場所、当協会で実施している防火・防災に関する様々なコンサルティング業務についても紹介していますので、ぜひご覧になってください。詳しくはWEBで!!

また、今後とも皆様のご意見を伺いながらより良いホームページとしてまいりますので、ご期待ください。

◆ ホームページアドレス <http://www.ydp.or.jp/>

横浜市防火防災協会

検索





平成26年度事業計画書

1 事業方針

平成26年度につきましても、①防災講演会、防災セミナー及び防災視察研修会の開催、防災広報誌の発行等による防災意識・知識の普及啓発事業、②防火管理・防災管理関係講習、自衛消防業務関係講習、応急手当普及啓発関係講習（横浜市消防局受託事業）、防災管理点検資格者講習及び防火対象物点検資格者講習（一般財団法人日本消防設備安全センター受託事業）、危険物取扱者受験準備講習（一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会共催事業）などの講習事業、③事業所等における防火・防災業務の支援、事業所・地域等の防災力向上のための講習会等の防災コンサルティング事業を推進してまいります。

併せて、平成23年度までの経常的かつ大幅な資金収支赤字体質からの脱却を図るために、各事業がより効率的かつ効果的に推進できるよう、平成24年9月に策定した「自立運営強化3ヶ年計画大綱」に基づく職員の横断的な能力の発揮や講師の内製化、職員雇用形態の多様化及び給与の適正化等による人材の活用を進めてまいります。

さらに、協会ホームページを全面リニューアルし、積極的な情報発信にも努めてまいります。

2 事業内容

(1) 公益目的事業（防火防災管理事業）

ア 防火・防災に関する調査研究事業（定款第4条第1項第1号）

防火・防災に関する調査、情報収集等を行い、その結果を市民及び会員に提供します。

イ 防災思想の普及及び防災に関する広報事業（定款第4条第1項第2号）

火災予防運動ポスターの作成・配付やホームページ等による防災情報の提供を通じて、市民及び会員の防災意識の普及啓発及び防災対策意識の向上促進を図ります。

ウ 防災に関する研修会及び講演会事業（定款第4条第1項第3号）

(ア) 防災研究機関等に出向して研修する防災視察研修会を開催して、市民及び会員の防災知識の向上を図ります。

(イ) 防災研究者等の専門家による防災セミナー及び防災講演会を開催し、市民及び会員の防災意識の高揚を図ります。

(ウ) 横浜市消防局及び同健康福祉局の後援を得て、市民及び社会福祉施設関係者を対象に防災安全研修会を開催するほか、各社会福祉施設等へ出向して同様の講習会等を開催して、社会福祉施設等の防火・防災対策の向上を図ります。

区 分	回 数	対象数	会 場	対 象 者
実務者コース（半日）	年4回	各回40人対象	横浜市民 防災センター等	高齢者、身障者等社会福祉施設運営者、実務担当者

エ 防災広報誌の発行事業（定款第4条第1項第4号）

防災広報誌「よこはま都市消防」を年4回発行し、会員事業所の他、市民、防災関係者等に防災に関する情報を提供します。

発行回数	発行部数	備 考
年4回	各回 約5,600部	A4版16頁程度

オ 表彰事業（定款第4条第1項第5号）

地域防災等に功労のあった市民、会員等に対して、防災功労者表彰を実施します。

カ 講習事業（定款第4条第1項第6号及び第7号）

(ア) 防災管理関係

a 防災管理講習

防災管理が必要な事業所の従業者を対象に、防災管理者の資格等を付与する講習を開催します。

(横浜市消防局受託講習事業)

講習区分	開催回数	受講予定人数	開催場所	受講対象者等
防災管理新規講習	2回	280人	横浜市研修センター等	甲種防火管理者が防災管理者の資格取得講習及び選任者に対する再講習
防災管理再講習	1回	140人		
防災管理新規講習 + 甲種防火管理新規講習	40回	5,600人		甲種防火管理者及び防災管理者の資格取得講習及び選任者に対する再講習
防災管理再講習 + 甲種防火管理新規講習	10回	1,400人		

b 自衛消防業務講習

自衛消防組織の統括管理者及び業務担当要員を対象に、自衛消防業務要員資格を付与する講習を実施します。

(横浜市消防局受託講習事業)

講習区分	開催回数	受講予定人数	開催場所	受講対象者等
新規講習	20回	480人	横浜市 消防訓練センター	消防法施行令に基づく自衛消防組織要員の資格取得講習
再講習	10回	240人		自衛消防業務講習修了者に対する再講習

(イ) 防火管理関係

a 防火管理講習

防火管理者として選任予定者を対象に、防火管理者資格を付与・維持する講習を開催します。

(横浜市消防局受託講習事業)

講習区分	開催回数	受講予定人数	開催場所	受講対象者等
甲種防火管理再講習	4回	560人	横浜市 研修センター等	甲種防火管理者に対する消防法施行規則に基づく再講習
乙種防火管理講習	4回	700人		消防法施行令に基づく乙種防火管理者の資格取得講習

b 防火対象物点検資格者講習

防火対象物点検を行う者を対象に、防火対象物点検資格を付与する講習を開催します。

(一般財団法人日本消防設備安全センター受託講習事業)

講習区分	開催回数	受講予定人員	開催場所	備考
本講習	1回	60人	神奈川県立 かながわ労働プラザ等	防火対象物点検資格者を養成する講習
再講習	2回	140人		点検資格者が5年ごとに受講する講習

c 防災管理点検資格者再講習

防災管理点検者を対象に、再講習を開催します。

(一般財団法人日本消防設備安全センター受託講習事業)

講習区分	開催回数	受講予定人員	開催場所	備考
再講習	2回	140人	神奈川県立 かながわ労働プラザ等	本講習から5年以内の講習

d 危険物取扱者受験準備講習

神奈川県知事が行う危険物取扱者試験の受験者を対象に、準備講習を開催します。

(一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会との共催事業)

開催回数	受講予定人数	開催場所
8回	800人	神奈川県立かながわ労働プラザ等

(ウ) 応急手当普及啓発等関係 (定款第4条第1項第7号)

a 応急手当普及啓発講習

救命技術の普及啓発と救命率の向上を図るための講習を開催します。

(横浜市消防局受託講習事業)

講習区分	種別	開催回数	受講人員/回	合計人員	開催場所	受講対象者
定期救命講習	普通Ⅰ	92回	30~50人	3,700人	横浜市民 防災センター 等	市内居住、勤務、 就学者
	普通Ⅲ	12回	15人	180人		
	上級	64回	30~50人	2,500人		
応急手当 普及員 講習	新規	4回	40人	160人		
	再講習	4回	80人	320人		

※講習時間：普通Ⅰ～3時間（半日）、上級～8時間（1日）、普及員～24時間（3日）

b 患者等搬送乗務員講習

寝たきり高齢者、身体障害者、傷病者等を搬送するベッド等を備え、当該寝たきり高齢者等を医療機関又は社会福祉施設等に搬送する専用車の乗務員を養成するための講習を開催します。

(横浜市消防局受託講習事業)

講習区分	開催回数	受講予定人員	開催場所	受講対象者
本講習	2回	40人	横浜市 消防訓練センター	患者等搬送乗務員を養成する講習
再講習	3回	45人		本講習受講後、2年以内の従業者

(2) 収益目的事業1 (防災コンサルティング事業)

(定款第4条第1項第8号)

コンサルティング事業として、会員事業所等の消防計画・防災計画書、消防防災訓練計画書等の作成及び作成支援、防火防災管理点検等を実施します。

- ア 防火対象物定期点検制度に基づく防火対象物点検
- イ 防火管理点検制度に基づく防災管理点検
- ウ 防火防災消防計画作成及び作成支援
- エ 社会福祉施設防災安全研修の充実・拡大と消防訓練の企画支援、指導等
(市区町村社会福祉協議会、グループホーム連絡会等との連携・協働)
- オ 自治会・町内会等の地域防災力の向上支援・指導事業 (防災講演会等)
- カ 危険物移動タンク貯蔵所の安全弁性能試験
- キ その他防火防災に関する各種相談対応

(3) 収益目的事業2 (図書、防災グッズ販売)

(定款第4条第1項第4号及び第9号)

ア 図書、防災指導書等の刊行

品 名	数 量
消 防 関 係 法 令 集	135部
応 急 手 当 講 習 テ キ ス ト	15,000部
大規模地震対応消防計画作成マニュアル	合計 50部
大規模地震対応消防計画作成例 (工場、病院、学校、共同防火管理対象、小規模対象)	
大規模地震対応消防計画の改善見直し・ 自衛消防訓練マニュアル	

イ 防災用品、防災グッズ等の開発・販売

品 名	数 量	品 名	数 量
人工呼吸用マスク	15,000個	心肺蘇生音声拡声器	20個

(4) 収益目的事業3 (経理事務受託事業)

(定款第4条第1項第10号)

受託している7地区火災予防協会等の経理事務を的確に処理していくとともに、未受託の地区火災予防協会及び自衛消防組織連絡協議会に対する受託の拡大を図ります。

(5) 法人の運営管理

ア 理事会・総会の開催(定款第3章、同5章)

定款に基づく理事会・定時総会等を開催し、協会の事業運営等を円滑に推進します。

(ア) 理事会 平成26年6月5日(木)、平成27年3月18日(水)(予定)開催のほか、事業の円滑な推進を図るため、臨機に開催します。

(イ) 定時総会 平成26年6月27日(金)(予定)

イ 委員会の開催・運営(定款第41条)

平成25年度に引き続き、協会運営の適正化、健全化に係わる重要案件が輻輳しているため、本来の意思決定機関である理事会での審議を優先し、平成26年度の委員会は原則設置せず、開催しないものとします。

ウ 消防操法技術訓練会・自衛消防隊の部後援

市内事業所自衛消防隊の消防技術向上を図るため開催される「横浜市消防操法技術訓練会(自衛消防隊の部)」を後援します。

エ 関係団体との連携

当協会が加入している協議会等の事業・行事に参加します。

(ア) 全国消防防災事業団体協議会関係

a 第20回総会 …………… 平成26年6月【開催地】北海道札幌市

b 第8回実務研究会 …………… 平成26年10月【開催地】京都市

(イ) 消防防災事業団体連絡協議会関連(一般財団法人日本消防設備安全センター所管)

a 事務局長会議 …………… 平成27年3月上旬【開催地】東京都内

b 運営委員会 …………… 平成27年3月下旬 ”

(ウ) 一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会関係

a 理事会・総会・表彰式 …………… 平成26年6月26日【開催地】横浜市中区

b 理事会・表彰審査会 …………… 平成27年1月 ”

c 理事会・総会・研修会 …………… 平成27年3月 ”

オ その他

(ア) 事務・事業の効率化と経費節減の徹底

(イ) 執務環境の整備と職員の横断的能力発揮の推進



平成 26 年度 防火・防災併用、防災管理、甲種防火管理再、乙種防火管理 講習日程

講習会場：横浜市研修センター（横浜市中区山下町 72 番地 1 号）

- ・防火・防災講習を併せての新規講習の受付は、午前 9 時 00 分から開始します。
- ・防火・防災講習を併せての再講習の受付は、午前 8 時 45 分から開始します。
- ・防災管理新規講習の受付は、午前 8 時 45 分から開始します。
- ・甲種防火管理再講習、防災管理再講習及び乙種防火管理講習の講習の受付は、午前 9 時 15 分から開始します。
- ・必ず受講票を持参してください。

	甲種防火管理新規及び 防災管理新規を併せた講習	甲種防火管理・ 防災管理の再講習	防災管理新規講習	防災管理再講習	甲種防火管理再講習	乙種防火管理講習	受付開始日
4月	第 1 回 15 日(火)16 日(水) 第 2 回 23 日(水)24 日(木)						4月 1 日(火)
5月	第 3 回 7 日(水)8 日(木) 第 4 回 16 日(金)17 日(土) 第 5 回 20 日(火)21 日(水) 第 6 回 23 日(金)24 日(土)	第 1 回 30 日(金)			第 1 回 19 日(月)	第 1 回 12 日(月)	
6月	第 7 回 10 日(火)11 日(水) 第 8 回 16 日(月)17 日(火) 第 9 回 24 日(火)25 日(水) 第 10 回 29 日(日)30 日(月)	第 2 回 5 日(木)					
7月	第 11 回 4 日(金)5 日(土) 第 12 回 8 日(火)9 日(水) 第 13 回 23 日(水)24 日(木) 第 14 回 28 日(月)29 日(火)	第 3 回 15 日(火)	第 1 回 18 日(金)				
8月	第 15 回 4 日(月)5 日(火) 第 16 回 22 日(金)23 日(土)				第 2 回 29 日(金)		
9月	第 17 回 3 日(水)4 日(木) 第 18 回 9 日(火)10 日(水) 第 19 回 24 日(水)25 日(木) 第 20 回 29 日(月)30 日(火)	第 4 回 11 日(木)				第 2 回 16 日(火)	
10月	第 21 回 3 日(金)4 日(土) 第 22 回 15 日(水)16 日(木) 第 23 回 21 日(火)22 日(水) 第 24 回 29 日(水)30 日(木)	第 5 回 6 日(月)		第 1 回 20 日(月)	第 3 回 9 日(木)		
11月	第 25 回 4 日(火)5 日(水) 第 26 回 11 日(火)12 日(水) 第 27 回 21 日(金)22 日(土)	第 6 回 26 日(水)	第 2 回 28 日(金)			第 3 回 14 日(金)	
12月	第 28 回 1 日(月)2 日(火) 第 29 回 8 日(月)9 日(火) 第 30 回 18 日(木)19 日(金)	第 7 回 3 日(水)					
1月	第 31 回 15 日(木)16 日(金) 第 32 回 23 日(金)24 日(土) 第 33 回 27 日(火)28 日(水)	第 8 回 30 日(金)				第 4 回 19 日(月)	
2月	第 34 回 3 日(火)4 日(水) 第 35 回 17 日(火)18 日(水) 第 36 回 23 日(月)24 日(火)	第 9 回 13 日(金)			第 4 回 7 日(土)		
3月	第 37 回 8 日(日)9 日(月) 第 38 回 15 日(日)16 日(月) 第 39 回 18 日(水)19 日(木) 第 40 回 24 日(火)25 日(水)	第 10 回 12 日(木)				第 5 回 3 日(火)	
							1月 15 日(木)

平成 26 年度 自衛消防業務講習日程

講習会場：横浜市消防訓練センター内（横浜市戸塚区深谷町 777 番地）

・午前 8 時 30 分から受付を開始します。（受講票を持参してください。）

	自衛消防業務新規講習			自衛消防業務再講習		受付 開始日
5 月	第 1 回	12 日 (月)	13 日 (火)	第 1 回	27 日 (火)	4 月 1 日 (火)
	第 2 回	28 日 (水)	29 日 (木)			
6 月	第 3 回	5 日 (木)	6 日 (金)	第 2 回	26 日 (木)	
	第 4 回	12 日 (木)	13 日 (金)			
	第 5 回	18 日 (水)	19 日 (木)			
7 月	第 6 回	2 日 (水)	3 日 (木)	第 3 回	17 日 (木)	
	第 7 回	10 日 (木)	11 日 (金)			
8 月	第 8 回	6 日 (水)	7 日 (木)	第 4 回	26 日 (火)	
	第 9 回	27 日 (水)	28 日 (木)			
9 月	第 10 回	1 日 (月)	2 日 (火)	第 5 回	29 日 (月)	
	第 11 回	25 日 (木)	26 日 (金)			
11 月	第 12 回	6 日 (木)	7 日 (金)	第 6 回	13 日 (木)	10 月 1 日 (水)
	第 13 回	19 日 (水)	20 日 (木)			
12 月	第 14 回	4 日 (木)	5 日 (金)	第 7 回	10 日 (水)	
	第 15 回	11 日 (木)	12 日 (金)			
1 月	第 16 回	13 日 (火)	14 日 (水)	第 8 回	20 日 (火)	
	第 17 回	29 日 (木)	30 日 (金)			
2 月	第 18 回	5 日 (木)	6 日 (金)	第 9 回	16 日 (月)	1 月 15 日 (木)
	第 19 回	26 日 (木)	27 日 (金)			
3 月	第 20 回	4 日 (水)	5 日 (木)	第 10 回	6 日 (金)	

平成26年度 普通救命Ⅰ・普通救命Ⅲ・上級救命・応急手当普及員講習日程表

ご案内をお読みの上、受付ダイヤル(714-9911)におかけください。

月別	曜日 定員	講習会場			受付開始日	
		市民防災センター	横浜市防火防災協会	都筑消防署		
		火・水・木・金・土・日 (定員50名)	月・火・水・木・金・土・日 (定員30名)	月・火・水・木・金 (定員40名)		
4月	普通Ⅰ	11(金)①②	30(水)①②	17(木)①	4月8日(火)から 先着順に受付します	
	普通Ⅲ			17(木)②		
	上級	12(土)・19(土)・22(火)・※25(金)	※16(水)・23(水)			
5月	普通Ⅰ	17(土)②		1(木)①②・14(水)①②		
	普通Ⅲ	17(土)①				
	上級	※20(火)・※22(木)	12(月)※15(木)・21(水) 26(月)			
6月	普通Ⅰ		25(水)①②	18(水)①②・27(金)①		
	普通Ⅲ			27(金)②		
	上級	※11(水)・※12(木)・14(土)15(日) 21(土)・22(日)	※24(火)			
	普及員	第1回 3日間 2(月)～4(水)				
7月	普通Ⅰ	10(木)①②・16(水)①②・23(水)①②	15(火)①			6月16日(月)から 先着順に受付します
	普通Ⅲ		15(火)②			
	上級	5(土)・6(日)・※24(木)	※8(火)・29(火)			
8月	普通Ⅰ	22(金)①②	5(火)①②・24(日)②			
	普通Ⅲ		24(日)①			
	上級	2(土)・3(日)	※8(金)・25(月)			
	普及員	第2回 3日間 19(火)～21(木)				
9月	普通Ⅰ	5(金)①②	24(水)①②	25(木)②		
	普通Ⅲ			25(木)①		
	上級	6(土)・※18(木)・27(土)・30(火)	※3(水)・16(火)			
10月	普通Ⅰ	3(金)①②・10(金)①②・19(日)①②	1(水)①②・7(火)①②	8(水)①②・15(水)①	9月24日(水)から 先着順に受付します	
	普通Ⅲ			15(水)②		
	上級	※2(木)・11(土)・18(土)・25(土)・26(日)	14(火)・※28(火)			
	普及員	第3回 3日間 22(水)～24(金)				
11月	普通Ⅰ	9(日)①②・12(水)①②・21(金)①②	5(水)①②・26(水)①②	11(火)①②・18(火)①		
	普通Ⅲ			18(火)②		
	上級	※6(木)・8(土)・※14(金)・15(土)	28(金)			
12月	普通Ⅰ		8(月)①②・9(火)①②・13(土)①			
	普通Ⅲ		16(火)①②			
	上級		13(土)②			
	普及員		※2(火)・4(木)・7(日)・14(日)・※18(木)			
H27 1月	普通Ⅰ		7(水)①②・15(木)①②・22(木)①②			12月17日(水)から 先着順に受付します
	普通Ⅲ		25(日)②・29(木)①②			
	上級		25(日)①			
2月	普通Ⅰ		7(土)②・10(火)①②・12(木)①②			
	普通Ⅲ		25(水)①②			
	上級		7(土)①			
	普及員		1(日)・※3(火)・5(木)・13(金)・23(月) ※26(木)			
3月	普通Ⅰ		9(月)①②・10(火)①②・11(水)①②	23(月)①		
	普通Ⅲ		19(木)①②・20(金)①②	23(月)②		
	上級		3(火)・14(土)・※25(水)			



- 普通救命講習は、3時間の講習です。
①午前9:00～12:00 ②午後1:30～4:30の2回行います。
- 上級救命講習は、8時間(午前9:00～午後5:00)講習です。
- 5人以上を団体扱いとします。
但し、団体での上級救命講習申込は平日のみとなります。(※印の講習日は団体申込可)
各会場とも定員満了まで、受付いたします。
- 応急手当普及員については諸条件がありますので、お問合せください。
- 応急手当普及員再講習は、1日目に開催します。ただし、第4回は17日とします。
- ホームページでも講習日程、会場案内図などご覧いただけます。(http://www.ydp.or.jp/)
- 会場都合等により変更、中止になる場合があります。予めご了承ください。

防火対象物点検資格者講習

☎ 045-714-9909

※詳細は当協会のホームページでもご案内しています。

平成 13 年 9 月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として、平成 14 年 4 月に消防法の一部が改正され、新たに「防火対象物定期点検報告制度」が設けられました。

消防法第 8 条の 2 の 2 の規定により、一定の防火対象物については、消防法令及び火災予防等に係る専門的 な知識を有する防火対象物点検資格者が、用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を管 理権原者が消防機関に報告することとされています。

さらに、防火対象物の用途の多様化に伴い火災の危険も複雑化するなかで、防火管理のあり方や法規制も逐次変化し、改正されていきます。これらの変化や改正に対応した最新の知識を得るために、防火対象物点検資格者には 5 年ごとに再講習を受講することが義務づけられています。

－ 国の関係資料より抜粋 －

神奈川会場実施日		
本講習	開催期日	平成 26 年 6 月 17 日（火）から 6 月 20 日（金）まで 4 日間 1 日目、 9 時 10 分から 16 時 40 分 2、3 日目、 9 時 10 分から 16 時 30 分 4 日目、 9 時 10 分から 11 時 40 分
	講習会場	神奈川県立かながわ労働プラザ
再講習	開催期日	平成 26 年 5 月 30 日（金）、9 時 20 分から 16 時 15 分 平成 26 年 10 月 30 日（木）、9 時 20 分から 16 時 15 分
	講習会場	神奈川県立かながわ労働プラザ

防火対象物点検資格者講習 <http://www.fesc.or.jp/jukou/boka/index.html>

一般財団法人日本消防設備安全センター <http://www.fesc.or.jp/>

ホテル・旅館等に対する『適マーク制度』

横浜市消防局査察課

消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「適マーク制度」が開始されます。

- 受付期間：平成26年5月15日(木)から6月13日(金)までの8時45分から17時(ただし、土、日、祝日を除きます。)
- 受付場所：申請建物を管轄する消防署予防課
- 掲出開始：平成26年10月1日



ホテル・旅館等の関係者からの申請の基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から「適マーク」を交付する制度です。



3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。

対象となる施設は、3階建て以上で収容人員が、30人以上のホテル・旅館等(複合用途の建物内に同規模のホテル・旅館等がある場合を含む)となります。

申請

「適マーク交付申請書」に以下の書類を添えて消防署に申請してください。

- ① 防火対象物(防災管理)点検結果報告書
- ② 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
- ③ 危険物製造所等定期点検記録表
- ④ 特殊建築物等定期調査報告書

審査

申請書と添付書類及び現地確認により、表示基準に適合しているかを審査します。

- 消防法令の基準(防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況、危険物施設等)に適合していること。
- 建築基準法令の基準(構造、防火区画、階段、避難施設等)に適合していること。

基準に適合していると判定されれば

適マーク交付